

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「政策評価審議官」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官」を加え、同条第一項中「政策評価審議官一人」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人」を加え、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第二十一条第一項中「十六人」を「十五人」に改める。

第四百十条中「海技課」を「海技・振興課」に改める。

第四百十一条第二号中「安全政策課及び海洋・環境政策課」を「他課」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第四百十二条第十号及び第四百十四条第五号中「海技課」を「海技・振興課」に改める。

第一百五十四条（見出しを含む。）中「海技課」を「海技・振興課」に改め、同条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること（安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

理由

国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、新たに大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官を、海事局に海技・振興課を置く等の必要があるからである。